

日本農業新聞

節税への近道

⑤

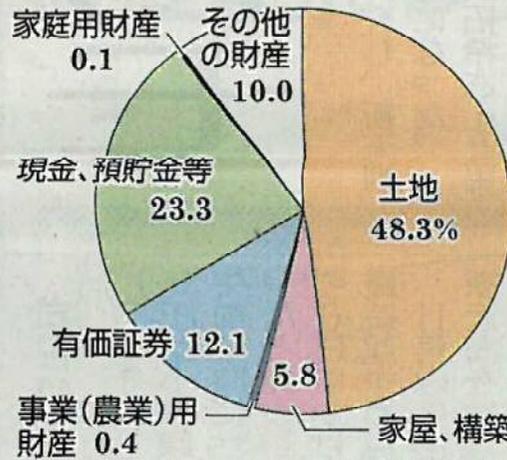
持続的経営のために

どのようなものが相続財産になるのかといえば、金額に換算できるほとんどのものと考えていい。とはいえ、その種類によって評価方法や性質上の違いがある。

国税庁の統計によれば、財産価額の中で最も大きな比率を占めるのが「土地」(約48%)である。土地の評価は非常に難解で、税務署の担当官の数だけ答えがあるとされるほどに決まった正解がない。その個別性に配慮し、個々の土地の事情に応じた各種の評価減が規定されているのが特徴となる。

そして、「現金、預貯金等」(約23%)が続く。この財産は、税務調査で申告漏れを指摘される割合が最も高い。名義を書き換えること自体は容易であるが、それだけでは所有者を移転させたことにはならない。税

2010年分の相続財産の種類別構成比率



(国税庁ホームページ統計情報から作成)

相続税がかかる財産・非課税財産

生前に全財産把握を

務署は被相続人の関係金融機関に取引履歴を問い合わせ、資金の流れを徹底的に調べ上げる。贈与の申告をせず、実質的な管理者が被相続人のままであれば、それは相続財産とみなされるので注意する必要がある。

比率としては小さいが、「生命保険金等」(約3%)も相続対策の手段として重要なものの一つである。まず、節税という意味では、「500万円×法定相続人の数」の非課税枠が設けられているという点が重要だ。また、民法上の相続財産ではないため、遺留分減殺請求の対抗手段となり、遺産分割対策としても活用される。

逆に、課税されない財産は、仏壇、墓地などの国民感情に配慮したもの、国、地方公共団体などへ寄付した一定の要件を満たす財産などが挙げられる。かといって、「山を寄付したい」などと申し出ても、財政の逼迫(ひっばく)した地方自治体がいざややすとは引き取ってくれない。土砂災害などに備えた整備には費用がかかるし、住民に持たせておけば固定資産税を徴収できるわけだから当然だ。

「相続税にどう対処したらいいのかわからない」ということを検討するには、まず全ての財産を洗い出す必要がある。生前のうちに財産の全様を把握しておくことが、相続対策の第一歩となる。

(ランドマーク税理士事務所 代表・清田幸弘)